

「高等学校における教育の質確保への対応のための
調査研究」

仕 様 書

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校教育改革係

1. 事業の趣旨

高等学校は、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化している。また、高等学校教育を取り巻く状況を見ると、産業構造や社会システムの急激な変化、選挙権年齢・成年年齢の引き下げ、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大等の変化が生じている。さらに、15歳人口の減少によって高等学校の維持が困難となる地域が全国的に更に多く発生することも見込まれる。このような中で、これまでのままの高等学校のあり方では、生徒一人一人の多様な学習ニーズに対応しきれない可能性がある。これらの課題に対応して、「生徒を主語にした」高等学校教育の実現を目指し更なる検討を進めていく必要がある。

文部科学省では、中央教育審議会高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいて、高等学校教育の在り方（「多様性」と「共通性」の観点からの検討）、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進について、議論を重ね、令和5年8月、中間まとめとしてその具体的方策が提示された。中間まとめにおいて示された具体的方策は、小規模校の教育条件の改善、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現、全ての生徒の学びの充実に向けて必要と考えられるものであり、これからの中等教育の在り方として、それぞれの方策を有効に活用しながら、多様な生徒が学ぶ高等学校において求められる「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことが望まれる。

本事業は、こうした状況を踏まえ、都道府県における高等学校教育に関する施策及び学校現場の様々な現状を把握し、今後の議論に反映するための調査研究を行うものである。

2. 事業内容

各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会、（以下、「都道府県教育委員会等」という。）において、高等学校改革の推進に関する基本的な計画（例えば、高等学校改革推進計画やこれからの高校づくりに関する指針、高等学校再編整備計画等）（以下、「高校改革計画」という。）の（1）に示す調査事項を調査するとともに、その効果（各事項についての目標達成の程度や生徒・教職員に与えた影響、各事項を実施したことによるメリットやデメリット等）について把握する。

調査方法としては、調査事項に関する書面調査を行い、さらに必要に応じてインタビュー調査（⑦高校生の基礎学力の定着及び⑧「高校生のための学びの基礎診断」認定ツール等に関するインタビュー調査は必須とする。）を行う。各調査事項について、具体的な調査の実施方法や質問項目等を提案するとともに、その調査結果や優良事例等について報告書及び対外的な説明等に活用できる概要紙に取りまとめること。

（1）書面調査

各都道府県教育委員会等が策定している高校改革計画を調査し、高等学校等の諸施策の全国の概要や傾向を分かりやすく分類し、整理する。調査対象は、都道府県・政令指定都市の教育委員会が策定する高校改革計画とする。また、現在進行中の高校改革計画に加え、当該計画の前に実施していた計画、今後実施することが予定されている計画も調査対象とする。

調査方法は、各都道府県教育委員会等が公表している情報等から調査を行う。調査内容には、原則として以下の調査事項を含めること。ただし、報告書における分類、整理する際の全体構成、項目名については、受託者が提案し、文部科学省と相談の上、決定すること。なお、各都道府県教育委員会等の高校改革計画に以下の調査事項の内容が含まれていない場合には、その旨を記載すればよいものとする。また、受託者において本委託事業を効果的・効率的に行うため調査内容を追加することも可能であること。

（調査事項）

- ① 高等学校改革の推進に関する基本的な政策・計画の名称・趣旨・期間・具体的施策・目標達成の程度の測り方等（以下、「概要等」という。）
- ② 高等学校の特色化・魅力化に関する政策・計画の概要等
- ③ 適正規模・適正配置に関する政策・計画（少子化が加速する地域における計画や高等学校（分校を含む。）が他の学校種（同設置者、他設置者を問わない。）と合築する事例等を含む。）の概要等
- ④ 高等学校入学者選抜に関する政策・計画の概要等

- ⑤ 多様な背景を有する生徒（不登校経験がある生徒、障害がある生徒、日本語の指導を必要とする生徒、中学校までの基礎学習が必ずしも十分でない生徒等）に関する政策・計画の概要等
- ⑥ 特別支援が必要な生徒に対する支援（生活支援・教育支援）に関する政策・計画の概要等（支援内容及びその支援に係る体制、中学校と高等学校との間の接続状況、入学者選抜における合理的配慮等を含む。）
- ⑦ 高校生の基礎学力の定着に関する政策・計画の概要等
- ⑧ 「高校生のための学びの基礎診断」認定ツール（※1）やその他基礎学力を測るために測定ツールの活用に関する政策・計画の概要等
- ⑨ 世界で活躍できるグローバル人材の育成や科学技術系人材の育成、デジタル人材の育成に関する政策・計画の概要等
- ⑩ （現在進行中の高校改革計画が第二次、第三次計画等である場合には、）現在進行中の高校改革計画以前に実施されていた高校改革計画において目指す姿、それを測るために具体的な数値指標等、指標の分析結果や教育委員会が高校改革計画策定のために高校生等に対して実施したアンケート調査等の分析結果
- ⑪ その他、特徴的な政策、取組 等

※1 「高校生のための学びの基礎診断」とは、「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月）」及び「教育再生実行会議第 10 次提言（平成 29 年 6 月）」等を踏まえ、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を目的として創設し、令和元年度より、民間事業者等より申請された測定ツール等を文部科学省において認定しているもの。

（2） インタビュー調査

書面調査を踏まえ、各調査事項に関し優良と考えられる事例（他の都道府県教育委員会等と比較して先進的と考えられる事例や特徴のある取組をしている事例、過去の高校改革計画の課題を克服した取組をしている事例等）をそれぞれ 3 件程度選出し、その効果についてインタビュー調査を行う。インタビュー調査の対象となる事例は、具体的に提案すること。調査対象は、事例ごとに、都道府県教育委員会等や、高等学校（教職員・生徒）が想定され、受託者が適切な調査対象者を提案し、文部科学省と相談の上、決定すること（複数の調査対象者にヒアリングすることも考えられる。）。

調査事項のうち、（1）⑦高校生の基礎学力の定着及び⑧「高校生のための学びの基礎診断」認定ツール等に関するインタビュー調査については、必ず都道府県教育委

員会等及び高等学校（教職員及び生徒）を対象としてインタビュー調査を実施すること。調査内容には、原則として以下の調査事項を含めること。ただし、報告書における分類、整理する際の全体構成、項目名については、受託者が提案し、文部科学省と相談の上、決定すること。また、受託者において本委託事業を効果的・効率的に行うため調査内容を追加することも可能であること。

（調査事項）

- ・ 当該都道府県教育委員会等の政策・計画の策定の背景や経緯、学校現場や地元とのコミュニケーションや周知方法、都道府県教育委員会等と学校現場の役割分担や連携方法について
- ・ 政策・計画の目標の設定方法、達成に向けた具体的な施策、指標の取扱、当該取組に対する評価について（定性的、定量的どちらの視点も含む。）
- ・ 政策・計画を実施した効果（学校現場の受け止め、学びを通じた生徒の変化等）、現時点における評価及び今後に向けた課題について
- ・ 政策・計画の効果が見られないもしくは把握できない場合は、その理由について
- ・ 現在の政策・計画を踏まえて、今後の方向性、次期政策・計画への反映について

※インタビュー調査の対象により、質問内容を都道府県教育委員会等向け、高等学校（教職員、生徒）向けに適宜変更の上、実施すること。

【留意事項】

- 最近の高等学校教育関係の動きである、中央教育審議会高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ（※1）及び中間まとめを踏まえた制度改正（※2）を把握した上で、競争に参加すること。
(※1) [高等学校教育の在り方ワーキンググループ：文部科学省 \(mext.go.jp\)](#)
(※2) [高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）（5文科初第2030号）：文部科学省 \(mext.go.jp\)](#)
- 「高校生のための学びの基礎診断」（※3）に関する基本的な内容を把握した上で、競争に参加すること。
(※3) [高校生のための学びの基礎診断：文部科学省 \(mext.go.jp\)](#)
- 報告書及び概要紙については、納品後、文部科学省から修正等の指示があった場合は対応すること。
- 調査に際しては、事業者において責任をもって進捗について管理を行い、適宜文部科学省に進捗状況を共有すること。
- 調査を的確に遂行するため必要な実施体制（組織・人員等）を確保し、全体をマネジメントできる人材が、文部科学省との窓口となること。特に調査に関わる人員について、契約期間内に調査を実施するために見合った人員を確保し、円滑に事業を実施できる体制を構築すること。

3. 委託期間

委託期間：契約締結日～令和7年3月24日（月）

4. 文部科学省への成果物の提出

（1） 提出物

- ・報告書10部（A4判）
- ・概要紙10部（A4判）

※ 報告書及び概要紙は印刷物の他、電子媒体（編集可能ファイル及びPDF）によっても納品するものとする。

※ 文部科学省において調査結果を公表する際に伝わりやすいよう、ppt.の形式で、視覚的にも分かりやすく情報をまとめたものを作成すること。

（2） 提出期限

令和7年3月24日（月）

（3） 提出先

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校教育改革係
E-mail koukou@mext.go.jp

5. 応札者に求める要求要件

（1） 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていないとも不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば加点する。〕

1-2 実施方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の事業実施能力

* 2-1-1 事業を遂行する人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。

2-1-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。

* 2-1-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

2-3 組織の類似事業の経験

2-3-1 過去に教育分野に関するコンテンツ（サイト・記事・動画等）制作等の類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

* 3-1-1 事業実施に必要な幅広い知識・知見を有していること。

3-1-2 事業内容に関する人的ネットワークを有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。

3-2 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-2-1 過去に教育分野に関するコンテンツ（サイト・記事・動画等）制作等の類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 4-1-1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 4-1-2 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 4-1-3 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

6. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

7. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

8. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

9. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 紙と所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 債権、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

10. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

11. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

12. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

「高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究」 に係る技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い技術提案書を作成し、技術提案申請書とともに提出すること。

なお、本委託に関する事業規模は10,000,000円(税込)の上限を想定している。

採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となる。

○技術提案書の様式

- ① 技術提案申請書(様式1)
- ② 技術提案書(様式2)
- ③ 参考見積書(様式3・4)
- ④ 参考見積書(様式3・4)で計上した経費に係る各単価の根拠資料(単価規定・見積書等)
- ⑤ 同様の事業において作成した成果物に係る参考資料
- ⑥ 競争加入者の概要(要覧、会社案内等)
- ⑦ 直近の財務諸表等の資料
- ⑧ 総合評価基準の別紙1「IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑨ 総合評価基準の別紙1「V 賃上げを実施する企業に関する指標」における表明書がある場合は、その写し(別冊1別紙5)
- ⑩ 任意団体に関する事項(別冊1別紙6)

2 技術提案書の作成方法

- (1) 用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。
- (2) 技術提案書は「MS明朝」若しくは「MSゴシック」で12ポイント記載すること。
- (3) 様式1～4はすべて別葉とすること。
- (4) 技術提案書は、技術提案申請書(様式1)を除き20ページ以内とする。
- (5) 技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- (6) 技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。

3 技術提案書の提出形式

電子ファイルで提出する場合は、①～⑩をすべてPDF形式で提出すること。ただし、③のみ、PDF形式(正本)に加えてExcel形式(副本)でも提出すること。紙媒体で提出する場合も、写しとして同様の形式で電子ファイルを提出すること。

4 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、連絡先を明記の上、以下の宛先に E-mail にて送信し、電話により受信の確認をすること。ただし、審査に関する質問は受け付けない。公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。仕様書に関する質問は、文部科学省 HP にて回答する。

受付期限：令和 6 年 8 月 7 日（水） 11 時 00 分

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校教育改革係

TEL 03-5253-4111 内線 3482

E-mail koukou@mext.go.jp